

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に増大させ、「ニチバンに関わる全ての人の幸せを実現する」という基本理念の実現を目指しております。そのため、経営体制および内部統制システムを整備・運用し、効率的で且つ健全で透明性の高い経営を行い、信頼され期待される企業になるべく、コーポレート・ガバナンスに関する取組みを進めてまいります。

当社は、監査役会設置会社を採用しており、監査役会の構成員として、複数名の社外監査役を置き、グループ経営の職務執行状況の監督・管理を適切に行えるようにしております。また、投資家や株主の皆様に対するIR活動として決算説明会の開催、事業報告や当社ホームページを通じた財務情報等の各種情報の提供、等を実施しており、それらIR活動をはじめとする様々な施策により、各ステークホルダーとの有効な関係の維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は現在、外国人株主の構成比率が低いため、議決権の電子行使、株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後の外国人株主の構成比率の推移や議決権の行使状況等のほか、費用対効果も勘案しつつ、議決権の電子行使および株主総会招集通知の英訳への対応については、今後の検討課題といたします。

【原則3-1】情報開示の充実

要求事項『(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明』につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。

【補充原則3-1-2】

当社は現在、外国人株主の構成比率が低いため、英語での情報開示は実施しておりません。今後の外国人株主の構成比率の推移や議決権の行使状況等のほか、費用対効果も勘案しつつ、英語での情報開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-1-3】

当社は現在、最高経営責任者等の後継者は代表取締役社長により指名され、取締役会にて審議・決議されております。最高経営責任者等の後継者計画に対して適切に監督を行う体制については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-8-1】

当社は現在、独立社外取締役は2名ですが、独立社外者のみの会合を設けておりません。独立社外者のみの会合の設置につきましては、独立社外取締役間の情報交換・認識共有や独立社外取締役と経営陣・監査役・監査役会との連携を強化する中で、その要否も含めて検討する予定です。

【補充原則4-8-2】

当社は現在、独立社外取締役は2名ですが、筆頭独立社外取締役を設置しておりません。筆頭独立社外取締役の設置につきましては、独立社外取締役間の情報交換・認識共有や独立社外取締役と経営陣・監査役・監査役会との連携を強化する中で、その要否も含めて検討する予定です。

【原則4-10】

当社は現在、監査役会設置会社を統治体制として選択しており、今後社外取締役の役割の拡大、社外取締役と社外監査役との連携強化を図ることで、更なる統治機能の強化が行われると考えております。

【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。現在、経営陣幹部・取締役候補者の指名はこれまでの業績等を勘案した上で、人格・見識ともに優れた人物を、取締役会のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に判断のうえ指名しております。その手続きとしては、代表取締役社長が提案し、取締役会において、慎重に審議検討のうえ決定し、株主総会に上程することとしております。さらに、経営陣幹部・取締役の報酬については、月額報酬を職責及び経験に基づき設定し、また、賞与は業績を踏まえ、代表取締役社長が会社の業績、職責と成果を勘案してその内容を取締役会に提案し、いずれも取締役会において慎重に審議検討のうえ決定しております。

なお、経営陣幹部・取締役(候補者)の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性および客観性と、その説明責任を強化するための任意の仕組みの構築については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析、評価およびその結果の概要の開示については今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有し、当社への影響を継続的に検証することとしております。また、重要な政策保有株式の議決権行使については、議案内容が当社との関係性向上あるいは当該企業の企業価値向上に繋がるかを勘案し、取締役会にて判断しております。

【原則1-7】関連当事者取引

当社は、取締役会規則に則り、取締役との間の取引について、取締役会にてその取引の内容の報告がされ、承認することとしております。また、取締役以外の関連当事者との間の取引については、取締役会にてその取引の内容の報告がされ、必要に応じて審議を経ることとしております。

【原則3-1】情報開示の充実

- (i) 経営理念、経営戦略、経営計画につきましては、「ニチバンの理念」、中長期経営計画【NB100】をそれぞれ当社のホームページ、決算説明会にて開示しております。
- (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
- (iii) 取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されております。月額報酬については、株主総会で決議された月額報酬限度額の範囲内で取締役会にて各取締役の職責及び経験に基づき設定しております。賞与については、業績を踏まえ、代表取締役社長が会社の業績、職責と成果を勘案してその内容を取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。
- (iv) 経営陣幹部・取締役候補については、これまでの業績等を勘案した上で、人格・見識ともに優れた人物を、監査役候補については、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点を持つ人物を、取締役会・監査役会それぞれのバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に判断のうえ指名しております。その手続きとしては、代表取締役社長が提案し、取締役会において、慎重に審議検討のうえ決定し、株主総会に上程することとしております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の取締役会に加え、経営活動の迅速化と効率化を推進するため、代表取締役社長を議長とする経営戦略会を月2回開催しております。さらに取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する経営執行会議を月1回開催し、業務執行に関する事項の確認を行っております。取締役等の職務および各会議体それぞれの決議事項につきましては、取締役会において取締役会規則、執行役員規則、方針管理規則、組織規則、職務権限規則を整備し、各規則において明確化しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、独立社外取締役については、当社の事業内容を理解し、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが当社のコーポレート・ガバナンス上重要であると認識し、独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、東京証券取引所の独立社員の独立性基準に準拠しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の規模については、企業規模および経営判断の迅速性を考慮する上で、取締役の員数は10名が適正と考えております。取締役会は、経営の重要な分野についての専門知識・経験・能力を有する社内出身取締役と、独立した立場に基づき、専門的見地から意見を述べ、問題提起を行うことができる独立社外取締役によりバランスよく構成されております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役の兼任については、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間を取れる合理的な範囲に留め、招集通知にてその内容を開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役・執行役員への就任時に企業経営者として必要なコンプライアンス・財務知識等の社外研修を行っております。また社外役員については当社についての理解を深めるため、各部門から事業・業務内容等の説明、工場など主要事業所を視察する機会を設けております。さらに、全役員について就任後は必要に応じて社外セミナー・異業種交流など見識を深める機会を設けております。各職務・権限に応じた継続的なトレーニングについては今後検討してまいります。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うこととしております。株主との対話につきましては、これを統括する担当役員としてCSR担当取締役をおき、経営企画本部が中心となって社内の関係部門と連携を取りつつ、年2回の決算説明会をはじめとして、国内外機関投資家への直接訪問による対話の充実を図るほか、ホームページや事業報告書による情報発信を行っております。対話に際しては、内部規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底しております。また、IR活動結果のうち特に重要な事項は、CSR担当取締役により取締役会へ報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大鵬薬品工業株式会社	13,516,000	32.59
ニチバン取引先持株会	2,229,000	5.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,069,000	4.99
株式会社みずほ銀行	2,069,000	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,858,000	4.48
エムエルアイフォー クライアント ジェネラル ノントリーティーピービー	1,731,000	4.17

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,080,000	2.60
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュウ ポートフォリオ	844,000	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	839,000	2.02
株式会社りそな銀行	577,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は、ございません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 與二	他の会社の出身者								△			
石原 達夫	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 與二	○	清水與二氏は、平成25年3月まで株式会社アサツー ディ・ケイの代表取締役を務めておりましたが、株式会社アサツー ディ・ケイと当社との広告宣伝に関する取引は、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満でありますので、当社からの独立性については十分確保されていると判断しており、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。	清水與二氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として当社の経営を客観的に監督していただき、経営全般に対して有益なご意見やご指摘をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。当社と清水與二氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
			石原達夫氏は、法律の専門家としての豊富な

石原 達夫	○	当社と石原達夫氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。	経歴を有しており、広範囲かつ高度の専門的知識から、社外取締役として当社の経営を客観的に監督していただき、経営全般に対して有益なご意見やご指摘をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。当社と石原達夫氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査業務を執行する公認会計士は、当社と監査法人と監査契約の締結時にそれぞれ「監査方針・計画」、「重点監査項目」等について、内容確認及び意見の交換を行うとともに、年間を通じて監査役、公認会計士をメンバーとする定例会合を開催し、情報の共有化を図っております。

また、公認会計士の会計監査において、監査役は公認会計士による具体的監査手続きの内容確認を行い、会計監査終了後に開催される監査報告会においては、公認会計士から監査の概要とともに改善に関する助言・要望等について報告を受けております。

監査役と内部監査部門たる内部監査室は、双方の「監査方針・計画」、「重点監査項目」等について情報を共有し、便宜、共同監査を行うなど、監査において連携を図っております。

また、監査役の月例監査役会に内部監査室は常時出席し、情報や意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
清水 俊行	公認会計士														○
横井 直人	公認会計士														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 俊行	○	当社と清水俊行氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。	清水俊行氏は、公認会計士として長年培われた豊富な経験と高い見識から、当社の監査において、客観的かつ多角的な視点から有効な助言をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。また、証券取引所が規定する独立役員要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
横井 直人	○	横井直人氏は、平成26年6月に株式会社タケエイの社外取締役役に就任しておりますが、同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。 また、同氏は平成27年3月に株式会社ジェイエイシーリクルートメントの社外監査役に就任しておりますが、同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。 また、同氏は平成27年6月に株式会社いなげやの社外取締役役に就任しておりますが、同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。 同氏は証券取引所が規定する独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。	横井直人氏は、公認会計士として長年培われた豊富な経験と高い見識から、当社の監査において、客観的かつ多角的な視点から有効な助言をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。また、証券取引所が規定する独立役員要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員資格を有する社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、業績、貢献度、会社の業績等を評価した上で、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の総額を、有価証券報告書及び招集通知の事業報告で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等について、株主総会の決議により取締役の報酬限度額を年額2億4千万円以内と決定しております。

また、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。

なお、上記の決定に当たり、取締役の基本報酬及び賞与につきましては、1年ごとに会社の業績や経営内容等を勘案し、支給額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制につきましては、役員室が窓口となり、取締役会の開催案内、資料及び議事録の回付等を行う体制を取っております。

社外監査役へのサポート体制につきましては、必要に応じて監査役、内部監査室、公認会計士が情報提供を行い、十分な情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

(1) 業務執行

(取締役及び取締役会)

取締役会は「取締役会規則」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしており、法令で定められた事項、経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の状況を監督しております。また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針および経営戦略に関わる課題につき事前に審議する会議体として経営戦略会を、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等、内部統制につき統括する会議体として内部統制委員会を設置しております。取締役は社外取締役1名を含む8名で構成されております。また、取締役の任期を1年とすることで、毎事業年度の取締役の経営責任を明確にしております。

(2) 監査・監督

(監査役及び監査役会)

監査体制につきましては、社外監査役2名を含む監査役会と、代表取締役に直結し業務監査および内部統制評価を担当する内部監査室が、会計監査人と随時連携することにより、監査の実効性を高めることとしております。また、監査役は取締役会への出席に加え、経営戦略会および内部統制委員会に出席し、発言を行える仕組みを採用しております。

(内部監査体制)

当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、当社の財産及び業務全般に対して適正かつ効率的な業務執行がなされているかについて、「内部監査規則」に基づく監査を定期的に実施し、社長、取締役及び監査役に報告を行っております。改善の必要性が指摘された場合は、改善勧告を行い、その後の実施状況を確認し職務執行の適正化を図っております。また、監査役会及び会計監査人との情報の共有や相互の協力等連携を図っております。

(会計監査)

会計監査につきましては、清明監査法人に所属する公認会計士が監査業務を執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役会の機能を有効に活用しながら経営に対する監査機能の強化を図ることによって、継続的に企業価値を向上させ、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期日以前の発送処理を実施しております。また、郵送発送以前に、当社ホームページにてWeb開示を実施しております。
その他	招集通知をカラー化して株主の皆様が、閲覧・ご理解し易い装丁としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成18年度より、半期ごとに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役 酒井寛規(CSR・経営統括担当)を、IR担当としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「ニチバンの理念」のなかの「基本理念」として、「私たちは、常に社会に役立つ価値を創出し時代を拓き、ニチバンにかかわるすべての人々の幸せを実現します。」という文言を掲げ、ステークホルダーの立場の尊重につき規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、ISO-14001の認証を取得し、年1回「社会・環境報告書」を作成、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「ニチバンの倫理」の「行動指針」のひとつとして、「私たちは、ニチバンにかかわる全ての情報の適正な管理・保護ならびに企業情報の適時・適切な開示を行います」という文言を掲げ、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月の取締役会において決議し、その後平成24年11月及び平成27年5月の取締役会にて一部改定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、下記の通り個々の体制・事項につき基本方針を定め、整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社における内部統制システムの構築、運営の総括として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、体制整備、運用状況の確認等、必要な措置をとる。
- 2) 内部監査室は「内部監査規則」等に基づき監査を行い、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、代表取締役及び監査役に報告する。
- 3) 社内担当者及び社外の顧問弁護士を直接の情報受領者とする「ニチバングループ倫理違反相談窓口」を設置し、通報者を保護しつつ透明性を維持して的確に相談・通報案件に対処するため、相談または通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記した「内部通報規則」の整備を含む体制を当社グループ全体で構築し、法令・定款のみならず、「ニチバンの倫理」「コンプライアンス規則」等の社内規程の遵守を図り、その違反、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役及び監査役の要求に応じて適宜閲覧可能なように、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規則の整備を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- 1) 損失の危険の全社的な管理や対応については「リスク管理規則」に基づき、総務担当部署が総括的に担当し全社的なリスク管理体制の構築、規則類の整備、運用状況の確認、情報の適切な伝達等、全社総括部署として必要な措置をとる。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月の取締役会において決議し、その後平成24年11月及び平成27年5月の取締役会にて一部改定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、下記の通り個々の体制・事項につき基本方針を定め、整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社における内部統制システムの構築、運営の総括として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、体制整備、運用状況の確認等、必要な措置をとる。
- 2) 内部監査室は「内部監査規則」等に基づき監査を行い、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、代表取締役及び監査役に報告する。
- 3) 社内担当者及び社外の顧問弁護士を直接の情報受領者とする「ニチバングループ倫理違反相談窓口」を設置し、通報者を保護しつつ透明性を維持して的確に相談・通報案件に対処するため、相談または通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記した「内部通報規則」の整備を含む体制を当社グループ全体で構築し、法令・定款のみならず、「ニチバンの倫理」「コンプライアンス規則」等の社内規程の遵守を図り、その違反、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役及び監査役の要求に応じて適宜閲覧可能なように、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規則の整備を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- 1) 損失の危険の全社的な管理や対応については「リスク管理規則」に基づき、総務担当部署が総括的に担当し全社的なリスク管理体制の構築、規則類の整備、運用状況の確認、情報の適切な伝達等、全社総括部署として必要な措置をとる。
- 2) 個々の損失(品質、財務等)の危険については「リスク管理規則」に基づき、当該危険の存在する各担当部署が、リスク管理体制整備、運用状況の確認等、必要な措置をとる。
- 3) 大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、事業継続計画(BCP)に基づき速やかに緊急対策本部を設置し、損失の極小化及び復旧に向けて対応する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、当社代表取締役を議長とする経営戦略会を月2回開催し、経営の基本戦略、方針及び諸施策を事前に議論し、経営活動の迅速化と効率化を推進する。さらに取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する経営執行会議を月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項の確認を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行の責任者、責任範囲並びに手続詳細を「組織規則」、「職務権限規則」、「決裁手続規則」にて定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、各子会社社長は経営執行会議にて定期的な事業報告を行う。また当社取締役会は、当社グループ各社の経営についてその自主性を尊重しつつ、当社グループ全体の協力の推進を図り、グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「グループ会社管理規則」を整備し、各子会社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については事前協議を行う。
- 2) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等、当社グループ一体となった内部統制の維持・向上を図り、「グループ会社管理規則」に従って管理を行う。また、半期に1回当社代表取締役を議長とするグループ会社社長連絡会議を開催し、各子会社は必要な報告を行う。
- 3) 監査役は、定期的に各子会社取締役による業務執行状況を確認するほか、各子会社監査役との連携により内部統制の整備及び運用状況を監視する。
- 4) 内部監査室は「内部監査規則」等に基づき各子会社を監査し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、直ちに発見された内容及び当社への影響等について、当該子会社、当社代表取締役、監査役に通報する。

6. 監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、経理、総務等関係部署の使用人に監査役職務を補助させるとともに、監査役職務を補助する使用人について取締役からの独立性確保に向けた体制整備に努める。

7. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会、経営戦略会、経営執行会議、事業戦略会議、グループ会社社長連絡会議等の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査する。
- 2) 監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備する。
- 3) 監査役は、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を受け、または必要に応じて調査を求めるとともに、内部監査部門と緊密な連携を保ち効率的な監査を実施する。
- 4) 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その他監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等は会社が負担する。

8. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役職務の実効性を高めるため、必要に応じ、監査役、会計監査人、内部監査室の連携を確保する。
- 2) 当社の取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、またはコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行なう。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的正義の実践の観点から、反社会的勢力とは直接・間接を問わず、一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、適宜、警察等の関連行政機関及び弁護士等の法律専門家とも連携し、断固として不当な要求を排除する。また所轄の警察署や近隣企業との連携を強化し、情報収集に努める。

なお、当社グループの行動の手引きである「ニチバングループ行動ハンドブック」に、反社会的勢力を排除する旨を明記し、日常の企業活動を行う上で全ての取締役・使用人が実践する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

基本的には、株式価値の更なる向上を通じて株主の皆様の付託にお応えし、市場から適正な評価をいただくことが最良の対策と考えております。

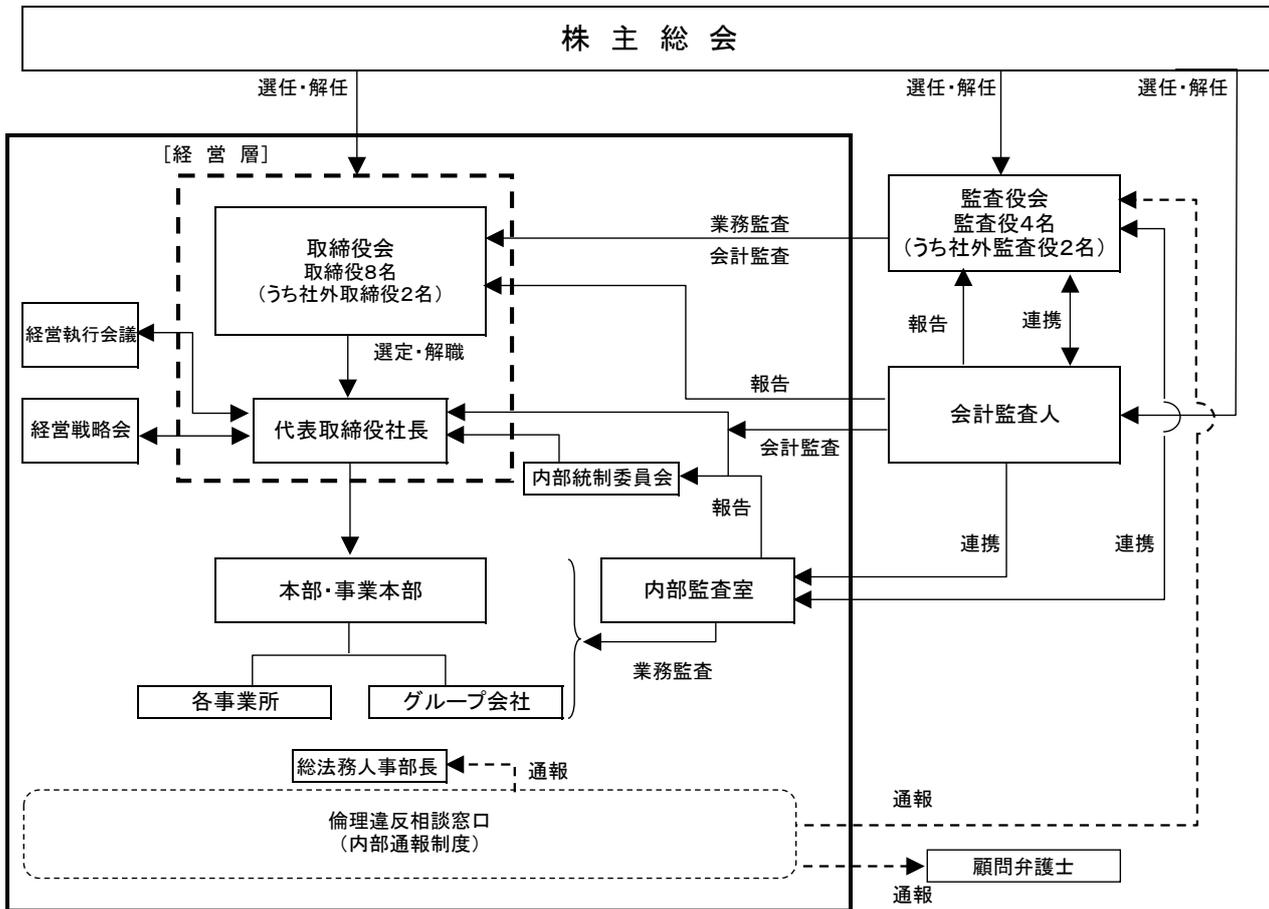
特別な「敵対的M&A防止策」というものは検討しておりませんが、一般的経営課題として、例えば会社財産や株式の価値を全般的に低下させるようなM&Aに対して、現在及び将来の法制度の下で可能な対応策等の課題につき、検討を行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

- (1) 当社は、会社情報を適時適切に提示するため、「情報伝達・開示規則」に従って適時開示を実施しています。
- (2) 当社および子会社において適時開示が必要と考えられる内部情報は、「情報伝達・開示規則」に基づき、情報取扱責任者(管理本部長)および総法務人事部長に報告がなされます。
- (3) 当該情報が重要事実などに該当するかの判断、および適時開示の必要性については、情報取扱責任者、総法務人事部長、経営企画本部長、役員室長および関連部署にて検討いたします。
- (4) 情報開示が必要と判断したときは、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を開催し、当該情報の適時開示を行うかどうかを審議し、決定いたします。取締役会で決定される会社の経営上の重要事項と取締役会で承認される決算に関する情報については、取締役会の決議により適時開示の実施を決定いたします。
- (5) 適時開示を実施することが決定した情報は、情報取扱責任者が速やかに証券取引所等へ開示いたします。
- (6) インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を制定し、グループの行動手引きである「ニチバングループ行動ハンドブック」に明記し、社内認識の浸透に努めております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制に関する模式図】

